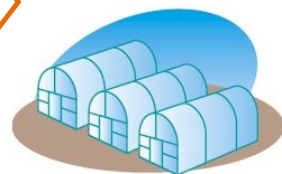


〈園芸施設をお持ちの農家の皆様へ〉

平成27年2月より



園芸施設共済の補償 が拡充されます！！

補償拡充の主なポイント

◇◇ 耐用年数の見直し ◇◇

パイプハウスは 5年 → 10年

◇◇ 耐用年数経過後の補償価額の引上げ ◇◇

再建築価額の 20% → 50%

◇◇ 復旧費用の補償 ◇◇

再建築価額までの補償の追加（農家選択）

◇◇ 撤去費用の対象の拡充 ◇◇

パイプハウスも撤去費用の補償対象に（農家選択）

詳細は最寄りの農業共済組合へお問い合わせください。

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価ベースの補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。
パイプハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加します。

	見直し前	見直し後	差
ガラス室Ⅰ類(木造)	10年	5年	(△5年)
ガラス室Ⅱ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
プラスチックハウスⅠ類(木竹)	5年	5年	(±0年)
プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	5年	10年	(+5年)
プラスチックハウスⅢ類(簡易鉄骨)	7年	14年	(+7年)
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅶ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
附帯施設	5年	7年	(+2年)

(2) 補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を再建築価額の20%から50%に引き上げるにより補償金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

1の時価ベースの補償の拡充に加えて、農家の選択により、更に大きな補償が受けられます。

① 耐用年数内の施設の補償価額は、再建築価額の100%。

② 耐用年数経過後の施設の補償価額は、再建築価額の75%。

注1: 追加部分の共済掛金の全額を農家に負担していただきます。

注2: 追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

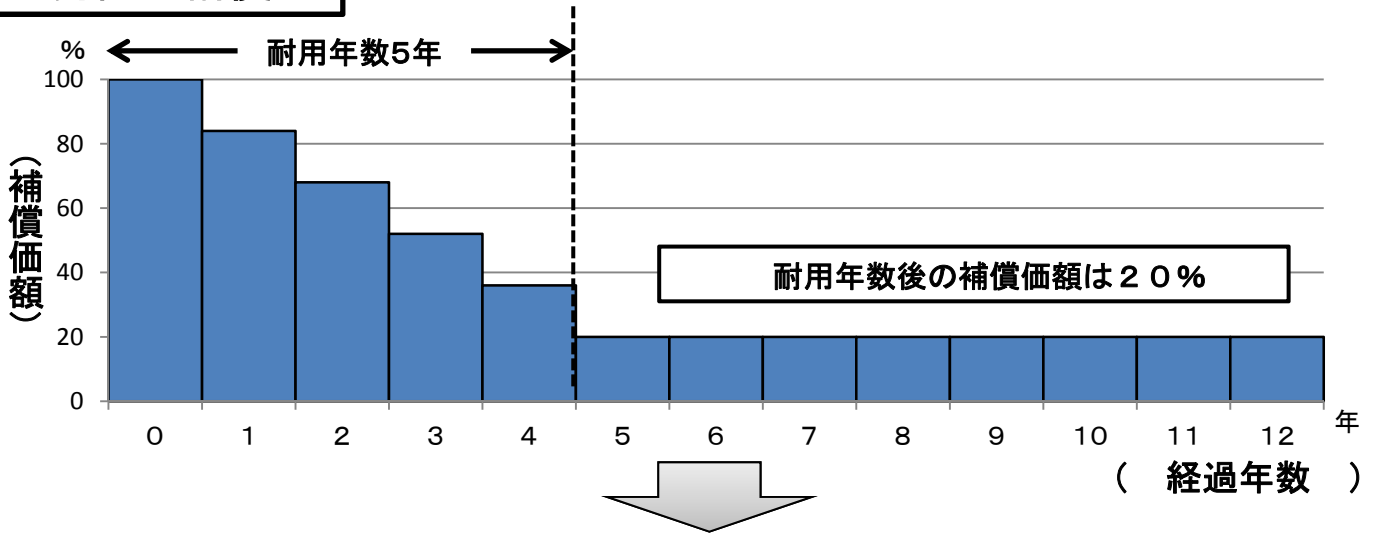
3. 撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていないパイプハウスも撤去費用の補償対象に追加されます(農家選択)。

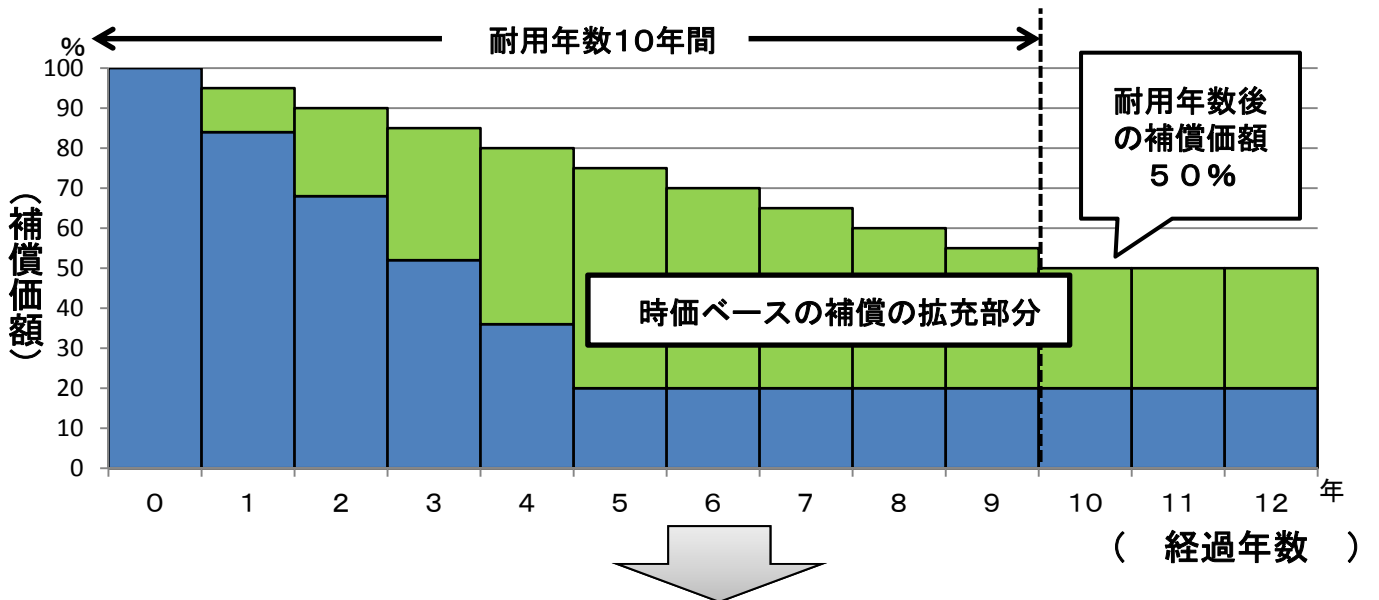
〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加

